

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
7		削除	項番 41 「雇用保険加入の有無」の欄 項番 42 「健康保険加入の有無」の欄 項番 43 「厚生年金保険加入の有無」の欄
8	経営事項審査提出書類チェックリスト	<p>項番 52「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無」 <u>建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度に関する誓約書【様式第7号】(押印不要)</u> <u>「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」ポータルサイトに公表される、宣言企業の「基本情報」及び「宣言内容」のコピー</u></p> <p>項番 62「建設機械の保有状況」 <u>建設機械の保有状況一覧</u> 建設機械の売買契約書(販売証明書)又はリース契約書次のいずれかの書類 特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内のもの) 移動式クレーン検査書(審査基準日が有効期間内にあるもの) 自動車検査証(審査基準日が有効期間内にあるもの)</p>	<p>項番 64「建設機械の保有状況」 建設機械の売買契約書(販売証明書)又はリース契約書次のいずれかの書類 特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内のもの) 移動式クレーン検査書(審査基準日が有効期間内にあるもの) 自動車検査証(審査基準日が有効期間内にあるもの)</p>

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
44	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)記入例	<p>削除</p>	<p>項番 41 「雇用保険加入の有無」の欄 項番 42 「健康保険加入の有無」の欄 項番 43 「厚生年金保険加入の有無」の欄</p>
		<p>項番 52 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄</p>	<p>.</p>
		<p>項番 52 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄外 審査基準日において、自ら所有及びリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの)により使用する対象建設機械の台数を記入する。(加対象は15台まで) ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ブルドーザー:自重が3トン以上のもの トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの 移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの ○締固め用機械 ○解体用機械 ○高所作業車(作業床の高さ2m以上) ○不整地運搬車 ダンプ車:土砂の運搬が可能な全てダンプ アスファルト・フィニッシャー</p>	<p>項番 52 「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄外 審査基準日において、自ら所有及びリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの)により使用する対象建設機械の台数を記入する。(加対象は15台まで) ショベル系掘削機:ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの ブルドーザー:自重が3トン以上のもの トラクターショベル:バケット容量が0.4立方メートル以上のもの モーターグレーダー:自重が5トン以上のもの 移動式クレーン:つり上げ荷重3トン以上のもの ○締固め用機械 ○解体用機械 ○高所作業車(作業床の高さ2m以上) ダンプ車:土砂の運搬が可能な全てダンプ</p>

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
45	[その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記入要領と注意点] 項番 41 ~ 項番 43	<u>削除</u>	項番 41 「雇用保険加入の有無」の欄 項番 42 「健康保険加入の有無」の欄 項番 43 「厚生年金保険加入の有無」の欄
52	[その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記入要領と注意点] 項番 52	<u>建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言の有無の欄は、審査基準日において、建設技能者を大切にしている企業の自主宣言を行っている場合は「1」、行っていない場合は「2」を記載する。</u> <u>提出書類:建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度に関する誓約書【様式第7号】(押印不要)</u> <u>「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」ポータルサイト(https://jishusengen.mlit.go.jp/)に公表される、宣言企業の「基本情報」及び「宣言内容」のコピー</u>	
54	[その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記入要領と注意点] 項番 62	「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、以下の要件を満たす建設機械が対象となるのでその台数を記入すること。(加対象は15台まで) レンタル機械は対象外 【建設機械の種類】 ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) ブルドーザー(自重3トン以上のもの) トラクターショベル(バケット容量0.4立方メートル以上のもの) モーターグレーダー(自重5トン以上のもの) 移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの) 締固め用機械(自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」等が該当) 解体用機械(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」等が該当) 高所作業車(作業床の高さ2m以上) <u>不整地運搬車</u> ダンプ車(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。 <u>アスファルト・フィニッシャ</u> <u>車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」との記載があること。</u>	「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、以下の要件を満たす建設機械が対象となるのでその台数を記入すること。(加対象は15台まで) レンタル機械は対象外 【建設機械の種類】 ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) ブルドーザー(自重3トン以上のもの) トラクターショベル(バケット容量0.4立方メートル以上のもの) モーターグレーダー(自重5トン以上のもの) 移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの) 締固め用機械(自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」等が該当) 解体用機械(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」等が該当) 高所作業車(作業床の高さ2m以上) ダンプ車(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
55	[その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記入要領と注意点] 項番 62	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ～ 共通 審査基準日において自ら所有し又はリース契約(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用されていること。 ～ について 審査基準日以前1年以内に労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。 ～ について 審査基準日が移動式クレーン検査証の有効期間内に含まれること。「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。 ～ について 審査基準日が車検証の有効期間内に含まれ、車検証車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」「アスファルト・フィニッシャー」との記載があること。 	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ～ 共通 審査基準日において自ら所有し又はリース契約(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用されていること。 ～ について 審査基準日以前1年以内に労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けていること。 ～ について 審査基準日が移動式クレーン検査証の有効期間内に含まれること。「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。 ～ について 審査基準日が車検証の有効期間内に含まれ、車検証車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
55	[その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記入要領と注意点] 項番 62	<p>提示(確認)書類(原本又は写) <u>長崎県独自様式 建設機械の保有状況一覧</u> <u>上記書類に加えて建設機械ごとに下記の書類を提出</u> <u>～、～</u>について 建設機械の売買契約書又はリース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)及び特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内) について 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び移動式クレーン検査証(審査基準日が有効期間内にある) 「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。 <u>～</u>について 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び自動車検査証(審査基準日が有効期間内にあり、車検証に車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」「<u>アスファルト・フィニッシャー</u>」との記載があること。) 建設機械の売買契約書又はリース契約書の提示が困難な場合(紛失等)、販売店が発行する証明書又はそれに類する書面[ただし、販売日又はリース期間、販売先の名称及び機械の型式が明記され、販売者の証明印が押印されているもの。]による代用を認めるものとする。</p>	<p>提示(確認)書類(原本又は写) ～、～ について 建設機械の売買契約書又はリース契約書(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)及び特定自主検査記録表等(検査日が審査基準日以前1年以内) について 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び移動式クレーン検査証(審査基準日が有効期間内にある) 「ユニック車」においてもクレーン等安全規則に定める定期自主検査を受けている場合対象とする。 について 建設機械の売買契約書又はリース契約書及び自動車検査証(審査基準日が有効期間内にあり、車検証に車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」との記載があること。) 建設機械の売買契約書又はリース契約書の提示が困難な場合(紛失等)、販売店が発行する証明書又はそれに類する書面[ただし、販売日又はリース期間、販売先の名称及び機械の型式が明記され、販売者の証明印が押印されているもの。]による代用を認めるものとする。</p>
60	長崎県独自様式 建設機械の保有状況の見本	<p><u>長崎県独自様式 建設機械の保有状況の見本</u></p>	
66	建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度に関する誓約書【様式第7号】	<p><u>建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度に関する誓約書【様式第7号】入力例</u></p>	

ページ	項目	改訂後	改訂前																																																																												
73	技術職員 有資格区分コード表	<p>703 能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者 704 能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者の加点 業種の追加 【追加業種】建築工事業・機械機具設置工事業・さく井工事業・解体工事業</p>																																																																													
80	能力評価基準においてレベル判定された技能者について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定能力評価基準</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気工事</td><td>電、通</td></tr> <tr><td>橋梁</td><td>と、鋼</td></tr> <tr><td>造園</td><td>園</td></tr> <tr><td>コンクリート圧送</td><td>と</td></tr> <tr><td>防水施工</td><td>防</td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>と、土</td></tr> <tr><td>建設塗装</td><td>塗</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左</td></tr> <tr><td>機械土工</td><td>と、土</td></tr> <tr><td>海上起重</td><td>しゅ、土</td></tr> <tr><td>P C</td><td>と、筋、土</td></tr> <tr><td>鉄筋</td><td>筋</td></tr> <tr><td>圧接</td><td>筋</td></tr> <tr><td>型枠</td><td>大</td></tr> <tr><td>配管</td><td>管</td></tr> <tr><td>とび</td><td>と</td></tr> <tr><td>切断穿孔</td><td>と</td></tr> <tr><td>内装仕上</td><td>内</td></tr> </tbody> </table>	認定能力評価基準	建設業の種類	電気工事	電、通	橋梁	と、鋼	造園	園	コンクリート圧送	と	防水施工	防	トンネル	と、土	建設塗装	塗	左官	左	機械土工	と、土	海上起重	しゅ、土	P C	と、筋、土	鉄筋	筋	圧接	筋	型枠	大	配管	管	とび	と	切断穿孔	と	内装仕上	内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定能力評価基準</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気工事</td><td>電、通</td></tr> <tr><td>橋梁</td><td>と、鋼</td></tr> <tr><td>造園</td><td>園</td></tr> <tr><td>コンクリート圧送</td><td>と</td></tr> <tr><td>防水施工</td><td>防</td></tr> <tr><td>トンネル</td><td>と、土</td></tr> <tr><td>建設塗装</td><td>塗</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左</td></tr> <tr><td>機械土工</td><td>と、土</td></tr> <tr><td>海上起重</td><td>しゅ、土</td></tr> <tr><td>P C</td><td>と、筋、土</td></tr> <tr><td>鉄筋</td><td>筋</td></tr> <tr><td>圧接</td><td>筋</td></tr> <tr><td>型枠</td><td>大</td></tr> <tr><td>配管</td><td>管</td></tr> <tr><td>とび</td><td>と</td></tr> <tr><td>切断穿孔</td><td>と</td></tr> <tr><td>内装仕上</td><td>内</td></tr> </tbody> </table>	認定能力評価基準	建設業の種類	電気工事	電、通	橋梁	と、鋼	造園	園	コンクリート圧送	と	防水施工	防	トンネル	と、土	建設塗装	塗	左官	左	機械土工	と、土	海上起重	しゅ、土	P C	と、筋、土	鉄筋	筋	圧接	筋	型枠	大	配管	管	とび	と	切断穿孔	と	内装仕上	内
認定能力評価基準	建設業の種類																																																																														
電気工事	電、通																																																																														
橋梁	と、鋼																																																																														
造園	園																																																																														
コンクリート圧送	と																																																																														
防水施工	防																																																																														
トンネル	と、土																																																																														
建設塗装	塗																																																																														
左官	左																																																																														
機械土工	と、土																																																																														
海上起重	しゅ、土																																																																														
P C	と、筋、土																																																																														
鉄筋	筋																																																																														
圧接	筋																																																																														
型枠	大																																																																														
配管	管																																																																														
とび	と																																																																														
切断穿孔	と																																																																														
内装仕上	内																																																																														
認定能力評価基準	建設業の種類																																																																														
電気工事	電、通																																																																														
橋梁	と、鋼																																																																														
造園	園																																																																														
コンクリート圧送	と																																																																														
防水施工	防																																																																														
トンネル	と、土																																																																														
建設塗装	塗																																																																														
左官	左																																																																														
機械土工	と、土																																																																														
海上起重	しゅ、土																																																																														
P C	と、筋、土																																																																														
鉄筋	筋																																																																														
圧接	筋																																																																														
型枠	大																																																																														
配管	管																																																																														
とび	と																																																																														
切断穿孔	と																																																																														
内装仕上	内																																																																														

ページ	項目	改訂後		改訂前	
80	能力評価基準においてレベル判定された技能者について	サッシ・カーテンウォール	具	サッシ・カーテンウォール	具
		エクステリア	と、石、タ	エクステリア	と、石、タ
		建築板金	屋、板	建築板金	屋、板
		外壁仕上	左、塗、防	外壁仕上	左、塗、防
		ダクト	管	ダクト	管
		保温保冷	絶	保温保冷	絶
		グラウト	と	グラウト	と
		冷凍空調	管	冷凍空調	管
		運動施設	と、園、舗、土	運動施設	と、園、舗、土
		基礎ぐい	と	基礎ぐい	と
		タイル張り	タ	タイル張り	タ
		道路標識・路面標示	と、塗	道路標識・路面標示	と、塗
		消防施設	消	消防施設	消
		建築大工	大	建築大工	大
		硝子工事	ガ	硝子工事	ガ
		ALC	タ	ALC	タ
		土工	と、土	土工	と、土
		ウレタン断熱	絶	ウレタン断熱	絶
		発破・破砕	と	発破・破砕	と
		建築測量	大	建築測量	大

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前																														
80	能力評価基準においてレベル判定された技能者について	<table border="1"> <tr><td>圧入</td><td>と</td></tr> <tr><td>さく井</td><td>井</td></tr> <tr><td>解体</td><td>解</td></tr> <tr><td>計装工事</td><td>電、管、機、通</td></tr> <tr><td>土質改良</td><td>と、土</td></tr> <tr><td>潜函</td><td>と</td></tr> <tr><td>住宅建築関連</td><td>大、建</td></tr> <tr><td>石材施工</td><td>石</td></tr> <tr><td>斜面防災</td><td>と、井</td></tr> <tr><td>道路等法面保護工事</td><td>と</td></tr> <tr><td>都市トンネル</td><td>土、と</td></tr> </table>	圧入	と	さく井	井	解体	解	計装工事	電、管、機、通	土質改良	と、土	潜函	と	住宅建築関連	大、建	石材施工	石	斜面防災	と、井	道路等法面保護工事	と	都市トンネル	土、と	<table border="1"> <tr><td>圧入</td><td>と</td></tr> <tr><td>さく井</td><td>井</td></tr> <tr><td>解体</td><td>解</td></tr> <tr><td>計装工事</td><td>電、管、機、通</td></tr> </table>	圧入	と	さく井	井	解体	解	計装工事	電、管、機、通
圧入	と																																
さく井	井																																
解体	解																																
計装工事	電、管、機、通																																
土質改良	と、土																																
潜函	と																																
住宅建築関連	大、建																																
石材施工	石																																
斜面防災	と、井																																
道路等法面保護工事	と																																
都市トンネル	土、と																																
圧入	と																																
さく井	井																																
解体	解																																
計装工事	電、管、機、通																																
85	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)項番 41 ~ 項番 43	削除	項番 41 「雇用保険加入の有無」の欄 項番 42 「健康保険加入の有無」の欄 項番 43 「厚生年金保険加入の有無」の欄																														
85	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)項番 52	項番 52 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄																															

経営事項審査申請要領(令和8年7月改訂内容)

ページ	項目	改訂後	改訂前
90	経営事項審査申請「チェックリスト」	削除	項番 41 「雇用保険加入の有無」の欄 項番 42 「健康保険加入の有無」の欄 項番 43 「厚生年金保険加入の有無」の欄
91	経営事項審査申請「チェックリスト」	項番 52 「建設技能者を大切に する企業の自主宣言制度の 宣言の有無」 「1」の場合、様式第7号を添付 していますか。	-
91	経営事項審査申請「チェックリスト」	項番 62 「建設機械の保有 状況」 長崎県独自様式 建設機械の 保有状況は作成していますか。	-